

## 受託研究の制度と概況

本所の受託研究制度は昭和25年3月11日本所の発足した翌年から施行されてきた。これは生産・建設に直接あるいは間接につながる技術的あるいは科学的諸問題を取上げて研究するものであって、工学と工業との有機的な関係が薄いわが国の欠陥を補おうとするものであり、設立以来本所の特色として運営されてきている。一方国立大学における“学問の自由”および“研究の公開”という基本原則があるので、本所は以下に述べるような方針で受託研究制度を運営している。すなわち前者の原則に対しては、教官の行なっている研究の線にのっているものか、または学問的に意義のあるものだけに限って引受けるが委託者の利益に影響がある場合に限り2年まで発表を猶予するなどの措置ができることにしており、受託研究によって生じた発明特許権の実施は委託者の優先的使用を認めることにしている。以上は国立大学の研究所としての使命と委託者の利害関係を勘案して適正点を求めた結論である。

受託研究受理は、前期10年間に289件であったが、その後の10年間の受理実績は前期の約2倍弱に達している。この実績からもわかるようにまた事実この制度はわが国工業界から好評をもって迎えられている。これら数多くの受託研究のなかにはその成果の非常に大きなものが少なくない。

国費として受ける受託研究予算は毎年一定の金額を予定するので、満額となって以後や年度変わりの時期の委託者の要求を容れるために、本所の外郭団体の生産技術研究奨励会でも一部を受入れて活動することが昭和27年から行なわれた。この10年間の受理件数は別表のごとく、国費341件、奨励会420件である。43年度の国費受託金額は約2,800万円に達し、これは国全体の同年度受託予算の約15%に相当し、本所物件費予算の約7%である。なお昭和38年度から国立大学に奨学寄付金制度が制

定され、これは年度予算にまた年度にかかわりなく受理し、また行使できるものである。したがって奨励会が研究受託に果たす役割は近年減る傾向にある。

つぎに研究が委託される経緯を考えてみると、1)工場・現場における設計あるいは生産・建設の過程で発生した問題を委託してくるもの、2)本所の研究が完成しまたは発表され、それを知った会社などがこれに関連ある事項を委託してくるもの、3)本所の研究者と会社側の技術者との話し合いが機縁となりまとまった新しい研究問題を委託してくるもの、4)本所の研究に協力する意図で委託研究となったものもある。4)のケースは奨学寄付制度に受けいれるものもある。

受託研究は研究内容が本所の研究の計画・実施の範囲にあるもので、生産技術の向上に広く役立ち、かつ学問的にも価値あるものが望ましく、契約にあたって受託予算額がいずれにも不当でないよう各種の見地から検討するために必ず所の正式の運営機関で審議のうえ受託を決定することになっている。

受託研究としての生産技術の解決は、一研究者が行なうもののほか、問題によっていくつかの専門分野の協力により総合研究として取り扱ったほうがよいものもある。このような後者の場合に本所の人的構成・研究組織および規模は大いに特色を発揮している。また基礎部門と応用部門とを持ち、その過程を研究できる本所は、大学の研究所にあっても異色のあるところであろう。しかし本所の陣容には限界があり、とくに近年大学院学生の数が増加しその教育・研究指導に教官の負担が増しており、また研究を補助する職員の数ももともと過少であるので、具体的な研究作業の実施の面で困難が加わりつつあるのが現状であろう。現有勢力のうえにもっと多くの研究補助者を配置することが最も望まれることである。

(加藤正夫記)

表1 国費受託研究件数(昭.34~43年)

研究分野 年度別	応用 物理	機械	電気	応用 化学	冶金	土木	建築	計
昭和34	3	9	3	1	2	2	3	23
“ 35	3	12	1	5	1	4	1	27
“ 36	3	6	—	3	—	5	2	19
“ 37	4	11	3	4	1	2	2	27
“ 38	2	3	1	4	1	2	2	15
“ 39	5	7	4	2	2	1	2	23
“ 40	5	7	6	11	6	5	4	44
“ 41	3	10	5	12	4	8	6	48
“ 42	8	15	8	19	1	7	4	62
“ 43	2	13	11	13	1	6	8	54
計	38	93	42	74	19	42	34	342

表2 奨励会受託研究件数(昭.34~43年)

研究分野 年度別	応用 物理	機械	電気	応用 化学	冶金	土木	建築	計
昭和34	5	25	3	5	8	18	—	64
“ 35	5	11	1	13	2	11	5	48
“ 36	13	17	1	16	6	17	4	74
“ 37	13	19	5	17	7	18	3	82
“ 38	18	19	12	21	9	16	10	105
“ 39	7	10	3	6	7	12	7	52
“ 40	3	2	—	7	—	4	3	19
“ 41	7	9	3	3	1	4	3	30
“ 42	—	15	4	4	2	9	2	36
“ 43	7	15	2	—	1	3	2	30
計	78	142	34	92	43	112	39	540